

銀行の方針評価 まとめ

	コミットメント範囲					環境面の基準					社会面の基準					スコア合計
	国際合意への署名	公開の林業部門の方針	全形態の金融サービスに適用	全ての顧客への適用	顧客の事業の独立した子エッジ	天然林の劣化・転換の禁止	原生林での林業/農業の禁止	HCV・HCS林を劣化させる林業/農業の禁止	保護地域での事業の禁止	操業と調達の合法性証明の要求	土地保有の合法性の子エッジ	必要に応じFPICの証明の要求	強制労働・児童労働の禁止	労働者等の保健・安全の要求	苦情処理メカニズムの利用可能性	
ABN Amro	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	24
Rabobank	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	23
Credit Suisse	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	20
Citigroup	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	18
Standard Chartered	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	17
HSBC	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	16
ドイツ銀行	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	15
JPMorgan Chase	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14
ANZ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	11
みずほフィナンシャルグループ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	10
三菱UFJフィナンシャル・グループ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	10
三井住友フィナンシャルグループ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	10
Morgan Stanley	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	7
中国国家開発銀行(CDB)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1
中国工商銀行	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1
Bank Negara Indonesia (BNI)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1
Bank Rakyat Indonesia (BRI)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1
メイバンク	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
CIMB	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
DBS	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
Oversea-Chinese Banking Corporation (OCBC)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
RHB	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
Bank Mandiri	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
交通銀行	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
Danatama Makmur	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
中国国際金融(CICC)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
AmBank Group	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
中国銀行(BOC)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0

凡例

● = 0 悪い ● = 1 ● = 2 良い 30点満点



評価の採点基準

基準	はい/いいえ	0	1	2
コミットメントの対象範囲				
銀行は林業・土地に関連する主要な国際合意に署名しているか(1)	はい/いいえ	またはどんな関連条約・合意にも署名していないか、参加していない	全てでないがいくつかの関連条約・合意に署名または参加している。	すべての関連条約・合意に署名または参加している。
銀行は公開された林業部門特有のセーフガード方針を持っているか	はい/いいえ	金融機関は林業方針やESGガイドラインを持っていない。	金融機関は林業方針は持っていないが、ESGのガイドラインを持っている。	金融機関は林業方針を持っている。
提供される全ての形態の投資および金融サービスに適用されるか	はい/いいえ	投資と金融サービスの形態に関連した対象範囲が明確に記述されていない。	投資と金融サービスの全てではないが、一部の形態に適用される。	明確に、投資と金融サービスの全ての形態に適用される。
同じ企業グループ内の全ての顧客企業に適用されるか	はい/いいえ	明確に記載されていない。	場合によっては、企業グループ全体に適用されるか、あるいは明示的ではないが、認証制度の要求事項により適用される。	明確に、企業と同じグループ内のすべての顧客に適用される。
顧客企業の業務内容について、合法性や社会・環境問題に関して定期的に独立した評価を受ける必要があるか	はい/いいえ	顧客を認証することが想定されていないか、独立した評価が委託されていない。	一部の顧客企業は、認証制度の要求事項や合意への参加などを通じて、独立した評価を受けることを要求されている。	全ての顧客は、認証される必要があるか、独立した評価が委託されている。
コミットメントの対象範囲のスコア				
環境面の基準				
天然林の劣化や転換が禁止されているか (2)	はい/いいえ	いいえ、記述されていない、または明確な記述が無い。	はい、禁止されている場合もある。	はい、明確に方針で禁止されている。
原生林での林業/農業が禁止されているか (3)	はい/いいえ	いいえ、記述されていない、または明確な記述が無い。	はい、禁止されている場合もある。	はい、明確に方針で禁止されている。
高保護価値 (HCV) 林や高炭素貯蔵 (HCS) 林を劣化させる林業/農業は禁止されているか (4)	はい/いいえ	いいえ、記述されていない、または明確な記述が無い。	はい、多くの場合禁止されている、または明示的ではないが、認証の要求事項により禁止されている。	はい、明確に方針で禁止されている。
保護地域での操業が禁止されているか (5)	はい/いいえ	いいえ、記述されていない、または明確な記述が無い。	はい、多くの場合禁止されている、または明示的ではないが、認証の要求事項により禁止されている。	はい、明確に方針で禁止されている。
操業と調達における合法性の証明が要求されるか	はい/いいえ	いいえ、記述されていない、または明確な記述が無い。	はい、多くの場合禁止されている、または明示的ではないが、認証の要求事項により要求されている。	はい、明確に方針で要請されている。
環境面の観点のスコア				
社会面の基準				
土地保有権の合法性のチェックは要求されるか (6)	はい/いいえ	いいえ、記述されていない、または明確な記述が無い。	はい、禁止されている場合もある、または明示的ではないが認証の要求事項により要求されている。	はい、明確に方針で要求されている。
該当する場合、先住民コミュニティのFPIC(自由意志による事前の十分な情報の基づく同意)の証拠は要求されるか (7)	はい/いいえ	いいえ、記述されていない、または明確な記述が無い。	はい、禁止されている場合もある、または明示的ではないが認証の要求事項や合意への参加により要求されている。	はい、明確に方針で要求されている。
強制労働や児童労働が禁止されているか	はい/いいえ	いいえ、記述されていない、または明確な記述が無い。	はい、禁止されている場合もある、または明示的ではないが認証の要求事項や合意への参加により禁止されている。	はい、明確に方針で禁止されている。
コミュニティや労働者の保健衛生・安全を守ることが要求されているか	はい/いいえ	いいえ、記述されていない、または明確な記述が無い。	はい、禁止されている場合もある、または明示的ではないが認証の要求事項や合意への参加により要求されている。	はい、明確に方針で要求されている。
顧客企業の事業により影響を受けたコミュニティが利用できる苦情処理メカニズムがあるか	はい/いいえ	いいえ、記述されていない、または明確な記述が無い。	はい、禁止されている場合もある、または明示的ではないが認証の要求事項や合意への参加により要求されている。	はい、明確に方針で要求されている。
社会面の基準のスコア				

1) 関連する合意としてはソフト・コモディティ・コンパクト (SCC)、赤道原則 (EP)、国連の責任投資原則 (PRI)、国連グローバル・コンパクト等がある。スコア2は、関連性がない場合を除きSCC、EP、PRIのうちの少なくとも2つの承認を必要とした。

(2) 天然林は、原生林だけでなく自然に再生された二次林を含む。(FAO)

(3) 原生林は、人間活動の目立った明白な兆候がなく生態学的プロセスが大幅に攪乱されていない、自然に再生された在来種の森林。(FAO)

(4) HCV林およびHCS林の詳細については以下をご参照ください。The High Conservation Value (HCV) Resource Network. <https://www.hcvnetwork.org/>, and The High Carbon Stock (HCS) Approach. <http://highcarbonstock.org/>

(5) 保護地域は、ユネスコの世界遺産、ラムサールリスト上の湿地、IUCNのカテゴリーI、II、IIIおよびIVを含む。

(6) これには、土地と、関連するすべての許可や承認の取得に係る法的所有権の検証を伴うこともある。

(7) FPICの適用は、以下の基準に沿ったものでなければならない。UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples (UNDRIP). http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_en.pdf; and Convention on Indigenous and Tribal Peoples (ILO-169). http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_INSTRUMENT_ID:312314

また以下をご覧ください。FAO, 2014. Respecting Free, Prior and Informed Consent: Practical Guidance for governments, companies, NGOs, Indigenous peoples and local communities in relation to land acquisition. Governance of Tenure Technical Guide No 3. <http://www.fao.org/3/a-i3496e.pdf>